

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 1 月 29 日 (金) 第 178 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (※)

(中小企業支援課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第114号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (昭和47年鹿児島県告示第1218号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 セーフティネット対応資金の項中「4,000万円」を「6,000万円」に、

<table border="1"> <tr> <td>年0.425% (経営者保証を免除するものにあつては、0.525%)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </table>	年0.425% (経営者保証を免除するものにあつては、0.525%)	同上	同上	同上	を	<table border="1"> <tr> <td>年0.425% (経営者保証を免除するものにあつては、0.525%)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行(県内営業店に限る。),西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行(県内営業店に限る。),宮崎太陽銀行(県内営業店に限る。),各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、鹿児島県信用農業協同組合連合会</td> </tr> </table>	年0.425% (経営者保証を免除するものにあつては、0.525%)	同上	同上	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行(県内営業店に限る。),西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行(県内営業店に限る。),宮崎太陽銀行(県内営業店に限る。),各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、鹿児島県信用農業協同組合連合会	に改
年0.425% (経営者保証を免除するものにあつては、0.525%)	同上	同上	同上								
年0.425% (経営者保証を免除するものにあつては、0.525%)	同上	同上	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行(県内営業店に限る。),西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行(県内営業店に限る。),宮崎太陽銀行(県内営業店に限る。),各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、鹿児島県信用農業協同組合連合会								

め、同表事業再生支援資金の項取扱金融機関の欄中「同上」を「鹿児島銀行、南日本銀行、福

岡銀行鹿児島営業部，肥後銀行鹿児島支店，宮崎銀行（県内営業店に限る。），西日本シティ銀行鹿児島支店，熊本銀行（県内営業店に限る。），宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。），各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫鹿児島支店」に改め，同表新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の項中「4,000万円」を「6,000万円」に改め，同項取扱金融機関の欄中「同上」を「鹿児島銀行，南日本銀行，福岡銀行鹿児島営業部，肥後銀行鹿児島支店，宮崎銀行（県内営業店に限る。），西日本シティ銀行鹿児島支店，熊本銀行（県内営業店に限る。），宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。），各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫鹿児島支店，鹿児島県信用農業協同組合連合会」に改める。

附 則

- 1 この要綱は，令和3年1月29日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は，改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和3年1月29日以後に保証を付する資金の融資について適用し，同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については，なお従前の例による。